

「木曾川水系における水資源開発基本計画」 一部変更（案）の概要

現行「木曾川水系における水資源開発基本計画」（平成 16 年 6 月）について、以下のとおり、木曾川水系連絡導水路事業における記載内容の変更が必要であるため、一部変更を行うものである。

(1) 記載内容の変更

① 木曾川水系連絡導水路事業

付帯事項として、「なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。」を追記

木曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更（案）
「新旧対照表（案）」

現行計画(平成 16 年 6 月 15 日閣議決定)	変 更 案
平成 16 年6月 15 日 閣議決定 平成 20 年6月 23 日 一部変更 平成 21 年3月 27 日 一部変更 平成 27 年7月 3日 一部変更	平成 16 年6月 15 日 閣議決定 平成 20 年6月 23 日 一部変更 平成 21 年3月 27 日 一部変更 平成 27 年7月 3日 一部変更 <u>平成●年●月 ●日 一部変更</u>
1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)
2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (1) ～ (2) (略)	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (1) ～ (2) (略)
(3) 木曾川水系連絡導水路事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大導水量 (略) 予定工期 平成 18 年度から平成 27 年度まで	(3) 木曾川水系連絡導水路事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大導水量 (略) 予定工期 平成 18 年度から平成 27 年度まで <u>なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。</u>
3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)	3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)